

貯蓄預金規定

(1) (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

(2) (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、預金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

(3) (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

(4) (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

(5) (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

(6) (自動支払い等)

この預金からは各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

(7) (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く）1,000円以上について付利単位1円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金利情勢に応じて変更します。

(8) (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

(9) (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(10) (譲渡、質入れ等の制限)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

(11) (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 13 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 13 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(12) (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行本支店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前項にもとづく取引等の制限を解除します。

(13) (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはおそれがあると認められる場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第 1 項もしくは第 3 項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前条第 1 項から第 4 項までに定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由が当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を

停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を害する行為
 - (オ) その他前記(ア)～(エ)に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(14) (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(15) (通帳による当行ATMのご利用)

通帳による当行の現金自動預入支払機（以下「ATM」という。）の利用については、後記「通帳によるATMの利用にかかる特約」によるものとします。

(16) (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

- ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第 1 項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(17) (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様にお届けください。
- (5) 前 4 項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(18) (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 本条は、個人が当行に有する預金についてのみ適用されます。
- (2) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは元利金の支払い（以下、本条において「当該払戻し等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払戻し等が預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しまたは元利金の支払いの額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前項本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (4) 前 2 項の規定は、第 2 項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 第 3 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻し等が行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - (ア) 当該払戻し等が預金者の重大な過失により行われたこと

- (イ) 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によって行われたこと
- (ウ) 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随しておこなわれたこと
- (6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 2 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻し等を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (7) 当行が第 3 項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第 3 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しまたは元利金の支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. (預金者の重大な過失となりうる場合)

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

(1) 預金者が他人に通帳を渡した場合

(2) 預金者が他人に記入・押印済の払戻し請求書、諸届を渡した場合

(3) その他預金者に (1) および (2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記 (1) および (2) については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2. (預金者の過失となりうる場合)

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

(1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

(2) 届出印の印影が押印された払戻し請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合

(3) を通帳とともに保管していた場合

(4) その他本人に (1) から (3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

(19) (休眠預金等活用法)

当行は、休眠預金等活用法に係る追加規定の対象となる預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 引出しに限らずその他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
- ① 公告の対象となる預金であるかの該当性

- ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの申し出による移管があったこと
- (6) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が把握できる方法に限ります。）
 - ① 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - ② この預金の種別
 - ③ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - ④ この預金の名義人の氏名または名称
 - ⑤ この預金の元本の額
- (7) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（当行が把握できる方法に限ります。）

(20) (未利用口座管理手数料)

- (1) 当行は、所定の期間にわたって所定の入金または出金がない等、当行が定める条件を満たす口座を未利用口座として取り扱います。預金者は、未利用口座について、当行が定める条件に従い、所定の未利用口座管理手数料を支払うものとします。未利用口座に関する条件や未利用口座管理手数料の金額等については、当行ホームページ等で公表します。
- (2) 当行は、未利用口座管理手数料を、払戻請求書の提出によらず当行所定の方法により未利用口座から引き落とすことができるものとします。本項にもとづく未利用口座管理手数料の引き落としは、貯蓄預金規定 12 条 2 項、貯蓄預金規定 13 条 4 項その他、一定の期間預金者による口座の利用が無い場合に適用される当行の預金規定の条項における「利用」には含まれないものとします。
- (3) いったん引き落とされ、お支払いいただいた口座管理手数料は返却いたしません。
- (4) 未利用口座の預金残高が支払われるべき未利用口座管理手数料に満たない場合は、当行は、その預金残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、当行所定の手続きに従って未利用口座を預金者への通知なく解約できるものとします。
- (5) 未利用口座が解約された場合、未利用口座に関連するお取引があるときは、そのお取引も預金者への通知なく解約されるものとします。
- (6) 第 4 項による未利用口座の解約または第 5 項によるお取引の解約にともないお客さまに生じた 損害については、当行は責任を負いません。また、解約した口座の再利用の求めには応じることはできません。
- (7) 未利用口座に関する条件をはじめ、本条に定める事項については、事前に相当の期間を設けて当行ホームページで公表する等の方法により、変更することがあります。
- (8) この規定に定めのない事項については、当行の貯蓄預金規定その他の当行の約款により取り扱います。

(21) (規定の変更)

- (1) 本規定は、民法第 5 4 8 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 5 4 8 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

「通帳によるＡＴＭの利用にかかる特約」

1. (通帳による当行ＡＴＭの利用)

- (1) 貯蓄預金について発行した通帳は、当該貯蓄預金について、当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預金業務を提携した金融機関（以下、「提携先」という。）の現金自動預入支払機（以下「ＡＴＭ」という。）を使用して、貯蓄預金への預入れをすることができます。
- (2) 貯蓄預金について福中銀貯蓄預金キャッシュカードを発行している預金者に限り、当該貯蓄預金について、この通帳により当行のＡＴＭを利用して預金の払戻しができます。

2. (ＡＴＭによる預金の預入れ)

- (1) ＡＴＭを使用して預金に預入れをする場合には、ＡＴＭの画面表示等の操作手順に従って、ＡＴＭに通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ＡＴＭによる預入れは、当行または提携先ＡＴＭの機種により所定の種類の金種に限り、また、１回あたりの預入れは当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ＡＴＭによる預金の払戻し)

- (1) 当行のＡＴＭを使用して預金の払戻しをする場合には、ＡＴＭの画面表示等の操作手順に従って、ＡＴＭに通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 当行のＡＴＭによる払戻しは、ＡＴＭの機種により当行所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行のＡＴＭを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第４条に規定する自動機利用手数料との合計金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機利用手数料)

- (1) 当行のＡＴＭを使用して預金の払戻しをする場合には、当行所定のＡＴＭ利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料等」という）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。

5. (通帳・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、ＡＴＭの操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通帳であること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認のうえ貯蓄預金の払戻しをおこないます。
- (2) 通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による貯蓄預金の払戻し停止措置を講じます。
- (3) 通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

6. (偽造通帳等による当行のＡＴＭでの払戻し等)

偽造または変造通帳による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力は生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、通帳および暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

7. (盗難通帳による当行のＡＴＭでの払戻し等)

- (1) 通帳の盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、

本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合には、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - (イ) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - (ウ) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して通帳が盗難にあった場合

8. (通帳の紛失、届出事項の変更等)

通帳を紛失した場合または氏名、暗証番号、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

9. (ATMへの誤入力等)

当行のATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

10. (関係規定の適用)

この取扱いに定めのない事項については、当行の貯蓄預金規定、総合口座規定により取扱います。

【「重大な過失」および「過失」となりうる場合】

1. 重大な過失となりうる場合

お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) お客様が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) お客様が暗証番号をキャッシュカード上、通帳に書き記していた場合
- (3) お客様が他人にキャッシュカード、通帳を渡した場合
- (4) その他お客様に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

注：上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカード、

通帳を預かることができないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカード、通帳を渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 過失となる場合

お客様の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1) 次の各号に該当する場合

- ① 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカード、通帳をそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカード、通帳とともに携行・保管していた場合

(2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

- (ア) 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- (イ) 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当行の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

② キャッシュカード・通帳の管理

- (ア) キャッシュカード、通帳を入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- (イ) 酩酊等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカード、通帳を他人に奪われる状況においた場合

(3) その他 (1)、(2) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

本規定に定める店頭表示の代金取立手数料、所定の未利用口座管理手数料、および特約に定める当行所定のATM 利用に関する手数料については、下記ホームページにてご確認ください。

<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/tesuryou.html>